

令和4年7月22日

保護者様

鳥取県立米子工業高等学校長

夏季休業中の対外業務停止日について（お知らせ）

盛夏の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠に有難うございます。

さて、令和2年1月、文部科学省は教職員の時間外業務時間を、月45時間以内、年間360時間以内とする指針を告示しました。これにより、令和2年3月、鳥取県教育委員会は「学校業務カイゼンプラン」を改訂し、学校の働き方改革の実現に向けた取組を推進しております。加えて令和3年4月には「新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」を策定し、更なる働き方改革を推進することとなりました。

これを受けて本校では、教職員の多忙解消及び負担軽減に向けた「学校業務カイゼン活動」の取組を推進することで、教職員の心身の健康保持に努め、生徒一人ひとりの指導に専念できる環境を整えるなど、教育の質の向上を図っています。

については、本校の働き方改革の一方策として、下記のとおり盆の期間の平日に対外業務停止日を設定し、多数の教職員が同時に各種休暇等を取得させていただくこととしましたので、御理解と御協力をお願いします。

なお、対外業務停止日の期間中に、生徒に係る緊急対応を要する事態が発生した場合は、下記の緊急連絡先に電話連絡をお願いします。

記

- 1 期日
令和4年8月12日（金）、8月15日（月）及び8月16日（火）
- 2 停止する対外業務
（1）電話対応
（2）窓口対応
- 3 緊急連絡先
鳥取県教育委員会事務局高等学校課（代表）
電話 0857-26-7515